

7 技術・人文知識・国際業務

- ・ 採用する職務内容に合った、やや高度な専門知識を有する人材
- ・ 学歴や実務経験（関連ある業務経験）などの要件あり
- ・ 本人の専門性と就労先での業務に関連性が必要

その他の在留資格

※各業務分野ごとの**高い専門知識・技術や実務経験**が必要

■ 高度専門職（ポイント制による高度人材）

- ・ 学歴、職歴、年齢などをポイント換算し資格認定
- ・ 実務経験など、高度な専門性・技能を有した人材

■ 経営・管理（企業の経営者、管理者）

■ 介護（介護福祉士）

■ 技能（調理師、スポーツ指導者など）

■ 研究（研究者）

etc...

【よくある勘違い】

WHY?



- ・ 警備作業員として申請したら許可が下りなかった。
- ・ 学歴や実務経験が無い状況で整備士として申請したら許可が下りなかった。



- ・ 通訳者として許可をとっていたが、実際は工場でも作業してもらっていた。
- ・ 更新のときに許可が下りず、帰国させることになってしまった…

「技術・人文知識」の業務（エンジニア、プログラマー、経理、人事など）に従事する場合と、「国際業務」（翻訳・通訳など）に従事する場合で**満たすべき要件が異なるよ！**注意しよう。



「技術・人文知識・国際業務」に必要な要件

check

（①～③の、いずれかを満たす必要があります）

- ① 業務に必要な技術または知識に関連する科目を専攻して大学を卒業、もしくはこれと同等以上の教育を受けたこと。
- ② 本邦の専修学校で業務と関連する専門課程を修了したこと。（国際業務は除く）
- ③ 10年以上（**国際業務については3年以上**）の実務経験を有すること。

（お役立ちリンク）「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について | 出入国在留管理庁
https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan69.html